

## 導入促進基本計画

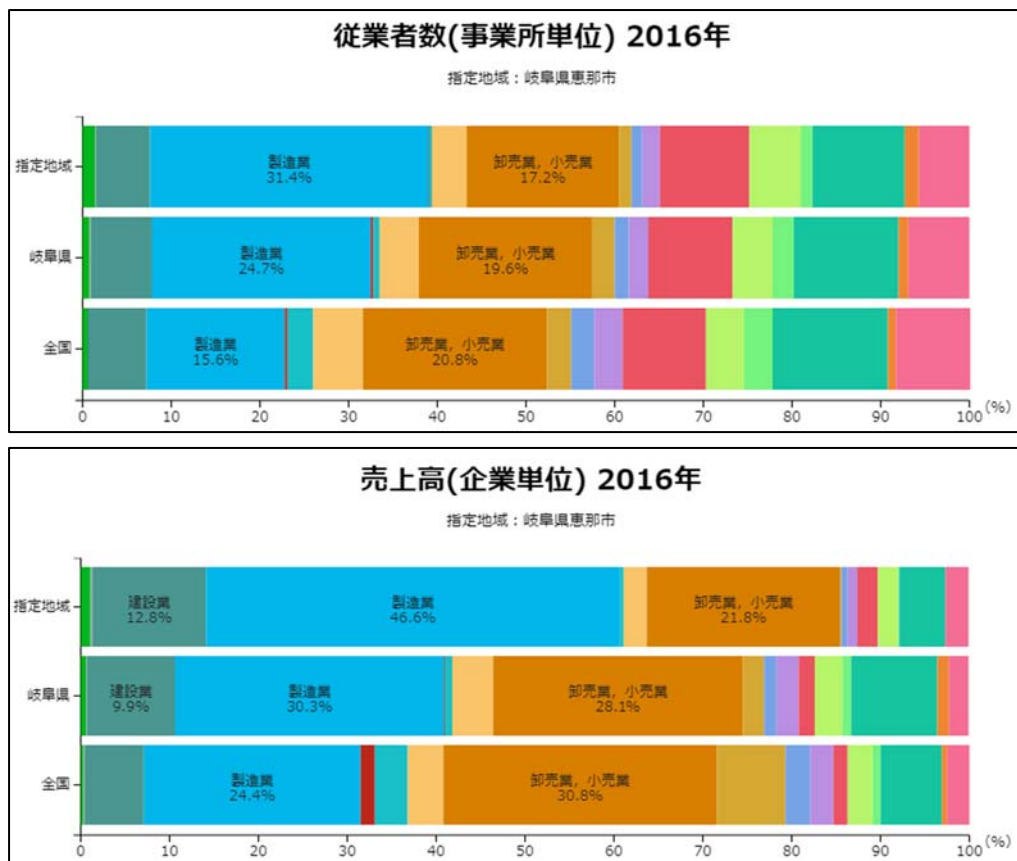
### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

岐阜県恵那市は、岐阜県南東部に位置し、愛知県と長野県に隣接した地域となる。市域の約 55%を森林が占め、木曽川、矢作川といった川沿いの丘陵地や、恵那山や笠置山などに連なる中山間地域などから形成された森林資源が豊富な地域である。

当市の産業は、パルプの原料である木材に恵まれていたことから、紙産業が発展してきた。また、当市がある岐阜県の東濃地方は良質な粘土に恵まれていたことから、窯業が栄え、現在はその技術を生かし、セラミックス製造分野に発展し市の基幹産業の一つとなっている。近年では、交通インフラの整備や工業団地の整備により、自動車部品メーカーを中心に、多様な加工技術を持つ企業の集積が形成されている。

産業構造の特徴については、下図のとおり従業員数、売上高ともに製造業が岐阜県及び全国平均を上回っており、市の基幹産業となっている。



出典：RESAS 地域経済分析システム

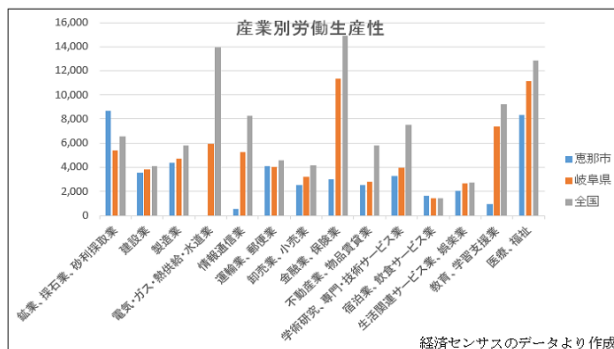
一方、当市産業の労働生産性については、図1のとおり 3,579 千円（付加価値額／従業員数）となり、岐阜県、全国平均を下回っている。また図2の産業別労働生産性においても、大部分の産業で、全国・岐阜県の平均を下回っている状況となり、域内の中小企業者においては、労働生産性の向上が大きな課題となっている。

(図 1)



出典:RESAS 地域経済分析システム

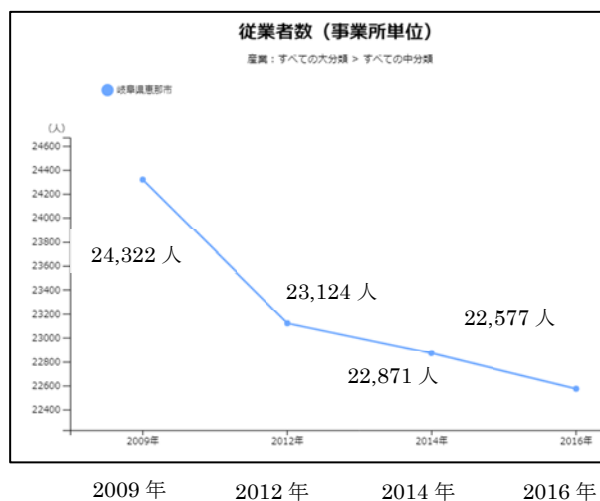
(図 2)



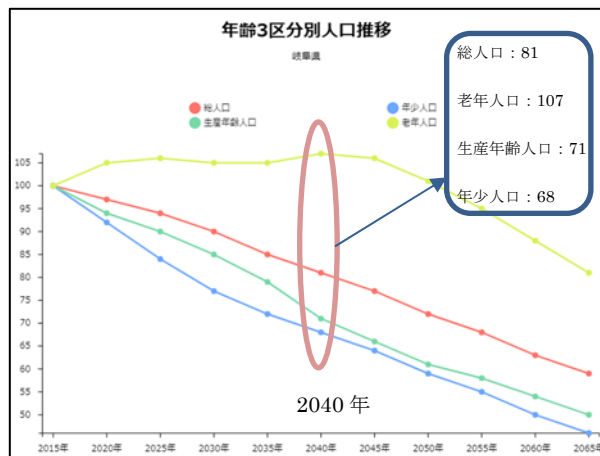
経済センサスのデータより作成

このような状況下で、当市全体における従業者数は下図に示すとおり、2009 年には 24,322 人であったのが、2012 年には 23,124 人に減少し、2016 年には約 1,700 人以上減少し、22,577 人となっている。また今後の人口推計においても、生産年齢人口は減少を続け、2030 年には 2010 年比で 27%の減少が見込まれている。

このように域内の中小企業者においては労働生産性の伸び悩み、人手不足といった厳しい事業環境に立たされている。こうした状況を打開し、中小企業者の産業競争力を向上させるため、当市では経営改善や販路開拓等の相談所の設置や、中小企業者向けの融資、雇用対策事業、新商品開発の支援等の中小企業者向けの産業振興施策を展開している。このような中、域内の中小企業者の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、魅力が溢れ選ばれる企業にしていくことが喫緊の課題となっている。



2009 年 2012 年 2014 年 2016 年



出典:RESAS 地域経済分析システム

## (2) 目標

上記で述べた既存の産業振興施策と合わせ、域内の中小企業者の労働生産性の飛躍的な向上を図るため、生産性を高めるために導入した設備に係る固定資産税についての課税の特例を設けることにより、中小企業者の老朽化した設備の更新を加速させ、中小企業者の経営基盤の強化を図る。延いては製造品出荷額等を安定的に成長させ、第2次恵那市総合計画に掲げた、令和7年の1,750億円の目標の達成を目

指す。

また、市と中小企業者等が協働して取り組む産業振興の基本方向等を定めた、恵那市産業振興ビジョンにおける、本市が目指す地域産業の姿である「稼ぐ力の強い、持続する地域産業の形成」を目指し、域内経済の活性化を図る。

### (3) 労働生産性に関する目標

労働生産性の目標伸び率は年平均 3%以上とし、先端設備等導入計画の期間の別に計画期間終了後の伸び率は下記のとおりとする。

| 労働生産性の目標伸び率 |       |       |
|-------------|-------|-------|
| 3 年間        | 4 年間  | 5 年間  |
| 9%以上        | 12%以上 | 15%以上 |

## 2 先端設備等の種類

域内産業の労働生産性については、上記図 2 の表で示した通り、大部分で全国及び県平均を下回っている。また域内産業は、製造業、サービス業、農林水産業と多岐に渡り、多様な業種が恵那市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする先端設備等の種類については、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項で定める全ての設備とする。

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

### (1) 対象地域

域内産業は、市街地から山間部と広域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は市域全域とする。

### (2) 対象業種・事業

域内産業は、製造業、サービス業、農林水産業と多岐に渡り、多様な業種が恵那市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種・事業は、全ての業種及び事業とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3 年間、4 年間又は 5 年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を計画認定しない、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・ 市は先端設備等導入計画の認定に当たっては、導入促進指針及び同意導入促進基本計画に適合することを確認するために、追加の書類の提出その他必要な手段を取ることができるものとする。ただし、中小企業者に対する過度な負担とならないよう配慮する。
- ・ 市は先端設備等導入計画の進捗状況を調査し把握するものとする。また、先端設備等導入計画の進捗状況を定期的に把握し、中小企業者の行った自己評価の実施状況を把握するよう努めるものとする。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格 A 4 とする。